

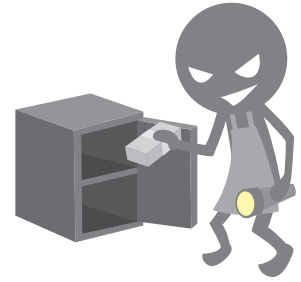
5 従業員等の不誠実行為損害補償制度

(身元信用保険)

加入対象 全施設

◆この制度の特長

被保証人が、被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して不誠実行為(窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為)を行ったことにより、被保険者が被った財産上の直接の積極的損害に対して保険金をお支払いします。



◆被保険者(補償の対象者)

社会福祉施設・事業者
(加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方)

◆被保証人

被保険者と雇用関係にある者に限ります。

従業員兼務役員、人材派遣会社からの派遣者、パート・アルバイト等臨時雇用者は対象外です。

◆お支払いの対象となる主な事故例

●職員(被保証人)が業務中に職務上の地位を利用して施設入居者の金銭を窃盗したため、施設(雇主)が施設入居者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に施設の負担分を補償します。

◆支払限度額

加入タイプ	I 型	II 型	III 型
年間総支払限度額	800万円	500万円	200万円

◆保険料

被保証人	I 型	II 型	III 型	被保証人	I 型	II 型	III 型
1 名	7,540円	6,210円	4,200円	26 名	63,470円	52,300円	35,410円
2 名	12,050円	9,930円	6,720円	27 名	65,270円	53,790円	36,420円
3 名	16,570円	13,650円	9,240円	28 名	67,080円	55,270円	37,420円
4 名	21,080円	17,370円	11,760円	29 名	68,880円	56,760円	38,430円
5 名	25,600円	21,090円	14,280円	30 名	70,680円	58,250円	39,440円
6 名	27,400円	22,580円	15,290円	31 名	72,490円	59,730円	40,440円
7 名	29,200円	24,070円	16,290円	32 名	74,290円	61,220円	41,450円
8 名	31,010円	25,550円	17,300円	33 名	76,090円	62,700円	42,460円
9 名	32,810円	27,040円	18,310円	34 名	77,900円	64,190円	43,460円
10 名	34,610円	28,520円	19,310円	35 名	79,700円	65,680円	44,470円
11 名	36,420円	30,010円	20,320円	36 名	81,500円	67,160円	45,470円
12 名	38,220円	31,500円	21,330円	37 名	83,310円	68,650円	46,480円
13 名	40,030円	32,980円	22,330円	38 名	85,110円	70,130円	47,490円
14 名	41,830円	34,470円	23,340円	39 名	86,910円	71,620円	48,490円
15 名	43,630円	35,950円	24,340円	40 名	88,720円	73,110円	49,500円
16 名	45,440円	37,440円	25,350円	41 名	90,520円	74,590円	50,510円
17 名	47,240円	38,930円	26,360円	42 名	92,320円	76,080円	51,510円
18 名	49,040円	40,410円	27,360円	43 名	94,130円	77,560円	52,520円
19 名	50,850円	41,900円	28,370円	44 名	95,930円	79,050円	53,520円
20 名	52,650円	43,380円	29,380円	45 名	97,730円	80,540円	54,530円
21 名	54,450円	44,870円	30,380円	46 名	99,540円	82,020円	55,540円
22 名	56,260円	46,360円	31,390円	47 名	101,340円	83,510円	56,540円
23 名	58,060円	47,840円	32,390円	48 名	103,140円	85,000円	57,550円
24 名	59,860円	49,330円	33,400円	49 名	104,950円	86,480円	58,560円
25 名	61,670円	50,820円	34,410円	50 名	106,750円	87,970円	59,560円

※保険期間中の中途において被保証人数が1割を超えて増減する場合には、すみやかに、引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡無く被保証人数が1割を超えて増加していた場合、保険金が支払われないことがあります。
※50名超の場合は、代理店・扱者へお問合わせください。

ご加入の場合は加入申込票1枚目裏面の告知書にご記入ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

【③保育施設事故見舞金制度】の場合

特約名	特約の概要
★ 学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約	学校の管理下(別記参照)にある間にケガを被った場合に限り、保険金をお支払いします。
天災危険補償特約(I型のみ)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※の場合も、保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約(I型のみ)	被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金をお支払いします。
食中毒補償特約(学校契約団体傷害保険特約用)(I型のみ)	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になったことにより、被保険者が身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。ただし、学校の管理下外(この特約において通学中を含みます。)に吸入、吸収または摂取した場合に発生する細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。
保険料確定特約(学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約用)	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。 (※事業(活動)を新規開始の場合は、本特約をセットせず保険期間満了後に確定精算を行います。)

「学校の管理下」とは、次の学校の種別により、それぞれ次に掲げる間とします。

学校の種別	学校の管理下
児童福祉法に基づく保育所等、特定保育事業ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定子ども園	●学校(保育所等を含みます。)の授業(※1)中 ●在校中(※2) ●教育活動行事(※4)への参加中 ●登下校中(※5)

- (※1) 学校(保育所等を含みます。)の授業
保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別活動を含みます。
- (※2) 在校中
授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設(※3)内にいる間をいいます。ただし、学校施設(※3)内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限りします。
- (※3) 学校施設
学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を含みません。
- (※4) 教育活動行事
学校の教職員が引率する行事で、教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事をいいます。
- (※5) 登下校中
授業(上記学校の種別で行われる授業をいいます。)、教育活動行事(※4)、学校行事(※6)のため、住居と学校施設(※7)とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。「学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約」がセットされていますので、課外活動のために住居と学校施設(※7)とを、合理的な経路および方法により往復している間も「登下校中」となります。)
- (※6) 学校行事
入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。
- (※7) 学校施設
学校施設(※3)以外の場所で以下が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。
・授業(上記学校の種別で行われる授業をいいます。)
・教育活動行事(※4)
・学校行事(※6)
(「学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約」をセットした場合は、課外活動が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所も含みます。)

【④「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度】の場合

特約名	特約の概要
★ 行事参加者の傷害危険補償特約	行事に参加している間※にケガを被った場合に限り、保険金をお支払いします。
包括契約特約(毎月報告・一括精算)	引受保険会社と社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会との間で締結している特約書の内容に基づき、包括的に補償内容を約定する方式です。
熱中症危険補償特約	被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金をお支払いします。
食中毒補償特約	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガに含まれるものとして保険金をお支払いします。
保険料確定特約(包括契約特約用)	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。 (※事業(活動)を新規開始の場合は、本特約をセットせず保険期間満了後に確定精算を行います。)

5 従業員等の不誠実行為損害補償制度

保険金をお支払いする主な場合
被保証人が保険期間中に次のいずれかに該当した場合において、それにより被保険者の被った財産上の直接の積極的損害(注)に対して保険金をお支払いします。 a. 被保険者のためにその事務を処理するにあたり、被保険者またはその他の者に対して窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為(以下「不誠実行為」といいます。)を行ったこと。 b. 自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して不誠実行為を行ったこと。 保険金お支払いの条件については、適用される特別約款・特約により異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。 (注) 財産上の直接の積極的損害 被保証人の不誠実行為により直接既存の財産が減少するという形で受けた損害をいい、被保険者以外の者が被った財産上の直接の積極的損害に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を含みます。

お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特別約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合があります。詳細は普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。

- a. 被保証人の不誠実行為により被保険者の被った財産上の直接的損害に対して、加入者証記載の支払限度額を限度として、保険金をお支払いします。ただし、同一被保証人が行いまたは加担した不誠実行為が、この保険契約とこの保険契約が引き継いだ前保険契約の保険期間のそれぞれにおいて行われたときは、この保険契約でお支払いする保険金は、この保険契約の支払限度額より前保険契約において支払うべき保険金の額を控除した差額が限度となります。
- なお、損害の額は、損害の生じた地および時を基準として定めます。また、被保険者が被保証人に対して俸給、手数料、保証金等の債務を有する場合は、被保険者が被保証人に対して有する債権総額に対する損害の額の割合によってその債務を按分し、これを損害の額から控除した残額を基礎として保険金支払額を決定します。
- b. 不誠実行為または損害発生時において、引受保険会社は、次の事項のために被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。
 - ア. 損害の発生および拡大の防止
 - イ. 被保証人または第三者(身元保証人を含みます。)に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。

保険金をお支払いする際のご注意事項

- 保険契約者または被保険者は、不誠実行為または損害が発生したことを知った場合は、次表「不誠実行為または損害発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

不誠実行為または損害発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 不誠実行為または損害が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく引受保険会社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 被保証人または第三者(注1)に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、被保証人または第三者(注1)に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく引受保険会社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ ①から⑤までのほか、引受保険会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また引受保険会社が行う損害の調査に協力すること。	

(注1) 第三者には、身元保証人を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく②の事項について事実と異なることを告げた場合または⑥の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注3)の合計額が損害の額(注4)以下のときは、引受保険会社は、この保険契約の支払責任額(注3)を支払保険金の額とします。
- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注3)の合計額が損害の額(注4)を超えるときは、引受保険会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注3)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注4)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注3)を限度とします。

(注3) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注4) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

- 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人(注1)の故意または重大な過失によって生じた損害
- 法令に違反した行為によって被保険者が取得した財産について生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)に基づく秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害
- 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
- 核燃料物質(注3)または核燃料物質によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
- 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が既に不誠実行為の準備行為が行われていたことを知っていた場合において、その不誠実行為によって被保険者が被った損害
- 既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させた不誠実行為による損害
- 保険契約者または被保険者が、この保険契約の失効・解約・解除または保険期間満了後1年間以降に発見した不誠実行為による損害
- 加害被保証人名が不明の場合

等

(注1) これらの者の代理人には、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。以下同様とします。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

※ 上記は普通保険約款において定めた主なものであり、これ以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。